

令和8年度施設入所審査基準表 児童名

① 区分 (1)~(10)のいずれか)		父の状況		母の状況			
		基本点	加算点数	基本点	加算点数		
(1) 就労	月160h以上	24	/	24	/		
	月140h~160h未満	23		23			
	月120h~140h未満	21		21			
	月100h~120h未満	19		19			
	月80h~100h未満	17		17			
	月48h~80h未満	15		15			
	内職	15		15			
(2)求職中・起業準備	10	開業届あり	5	10	開業届あり	5	
(3)出産予定				24			
(4)疾病		10	入院	17	10	入院	17
			常時病臥	13		常時病臥	13
			上記以外	10		上記以外	10
(5)障害	身体障害	10	1・2級	13	10	1・2級	13
			3級	10		3級	10
			上記以外	6		上記以外	6
	精神障害	10	1級	13	10	1級	13
			2級	10		2級	10
			3級	6		3級	6
	知的障害	10	Aマル・A・B	13	10	Aマル・A・B	13
			C	10		C	10
	(6)看護	5	5	常時病臥の親族を看護	10	5	常時病臥の親族を看護
通所・通院の付き添い週5日以上				10	通所・通院の付き添い週5日以上		10
同週4日				8	同週4日		8
上記以外				4	上記以外		4
(7)介護	5	5	要介護3~5	10	5	要介護3~5	10
			要介護2	8		要介護2	8
			要介護1	5		要介護1	5
	9			9			
(8)就学	24			24			
(9)災害復旧	40			40			
(10)市長が定めるとき	40			40			

※就労とは、月48時間以上の勤務で、金銭が発生しているものに限る。
 ※就労予定の者は「就労」として採点する。

同一点数世帯の優先順位	
1	災害復旧
2	父子・母子世帯
3	新規申請>転園申請
4	同世帯に障害者がいる世帯(要手帳の写し)
5	きょうだいが保育施設利用中
6	きょうだいが同施設を利用中(1~3号認定のみ)
7	未就学児の人数が多い世帯
8	未就学児を含みきょうだいの人数が多い世帯
9	入所審査基準表「①区分」の点が高い世帯
10	直近の市民税所得割額の低い世帯(保育料判定基準で判定)
11	上記同額の場合、世帯収入の低い世帯

※優先順位は「育児休業延長の許容に関する申出」があった場合でも適用します。

月申請から

採点表	①	②	③	④	⑤	⑥	合計

園のみ

月申請から

採点表	①	②	③	④	⑤	⑥	合計

園のみ

②申請児童の保育の状況(1)~(2)のいずれか)		
(1) 施設	保育所(園)・認定こども園(2・3号)・地域型施設を利用中	0
	認定こども園(1号)・幼稚園・認可外保育施設・ベビーシッター等を利用中	3
(2) 施設以外	保護者が保育(同伴就労含む)	3
	祖父母・その他親族が保育	1
	知人が保育	1

③申請児童の状況(1)~(2)のいずれか)		
(1) 転園	きょうだいの地域型卒園に伴う	3
	上記以外	0
(2)入所希望(継続を含む)		3

④申請児童と同居しているきょうだいの状況(A・B合計)		
A 障害児(要手帳の写し)		1
B 未就学児	保育施設(※2)・幼稚園・認可外保育施設・ベビーシッター等を利用中	1

※1 児童の人数を倍にせず項目ごとに加算。
 ※2 入所希望園と入所している園が同一でない場合を含む。

⑤その他加算(各項目合算)			
産前産後休暇中・育児休業中(明け)		1	
父方祖父	同居(65歳以上又は保育できない理由あり)・別居・不存	1	
父方祖母	同居(65歳以上又は保育できない理由あり)・別居・不存	1	
母方祖父	同居(65歳以上又は保育できない理由あり)・別居・不存	1	
母方祖母	同居(65歳以上又は保育できない理由あり)・別居・不存	1	
多胎児同時新規申請(きょうだい同時新規とは重複せず)		5	
きょうだい同時新規申請※2		1	
児童福祉法第26条第1項第5号通知による保護		50	
生活保護等受給世帯・里親		1	
離婚前提別居中・単身赴任		30	
		新規・転園(きょうだい同一園希望)	
		転園(上記以外)	
地域型施設に入所していた児童の卒園による申請		50	
		連携施設	
		連携施設以外	
保護者が市内の保育施設に在勤・在勤予定		14	
DV		10	
障害児(申請児童、要手帳の写し)		1	
ひとりの親家庭	新規申請	40	
	転園	きょうだい同一園希望	40
		上記以外	30
その他市長が定めるとき		※3	

※1 該当箇所はすべて選択する。
 ※2 きょうだい同時新規申請には、地域型卒園による申請の場合は含まれない。
 ※3 その他市長が加点を必要と認めた場合の点。

⑥その他減点(各項目合算)		
育児休業延長の許容に関する申出		-60
保育料又は給食費滞納者		-15
市外在住者(転入に関する誓約書等提出者及び⑤保護者が市内の保育施設に在勤・在勤予定加算対象者を除く)	勤務地が保護者の一方又は両方が市内である	-20
	勤務地が保護者両方とも市外(求職中、就労先未定場合を含む)	-30
入所決定後に辞退したことがある(令和8年度内の辞退に限る、理由を問わない)		-10

※1 転入予定の場合、「転入に関する誓約書」のほか、熊谷市内の住居の賃貸借契約書、売買契約書等、転入の日付が明確にわかるものの写しの提出が必要。土地の売買契約書のみ場合は、転入予定とは認めない。
 ※2 既に熊谷市内にある住居(祖父母宅等)に転入予定である場合は、熊谷市内の住居の世帯主による「同居予定申立書」が必要。